

2015年10月15日

四国電力株式会社
社長 佐伯勇人様

未来を考える脱原発四電株主会
共同代表 本田耕一
共同代表 佐藤公彦
共同代表 丸井美恵子
共同代表 内田知子

伊方原発3号機の再稼働についての公開質問状

12万3千人の住民の同意をどのように得るのでしょうか

2015年6月25日の第91回定時株主総会後の取締役会で昇格された佐伯勇人新社長は、直後の記者会見で伊方原子力発電所3号機について「一日も早い再稼働を目指す」と明言されました。8月にHP上に載せられた『よんでんグループアニュアルレポート2015』でも、「立地地域の皆さま方のご理解をいただきながら、一日も早い再稼働を目指してまいります」と述べられています。

その根拠に、電力の安定供給、なかでも2015年7月に経済産業省が取りまとめた2030年度の電源構成において確保すべき原子力の規模を20～22%という水準が提示されたことを挙げられています。

さて、私たちは株主として、消費者として、地域住民として当社のこのような姿勢に多くの疑問と大きな不安を抱えています。以下、具体的に質問いたします。

ご存知だと思いますが、現行原子力規制法体系下では、原発再稼働の法的要件は2つあります。

- ① 原子力規制委員会の規制基準適合性審査合格
- ② 苛酷事故発生時、破局的状況を回避するための炉内放射能放出（ベント）からの避難を義務付けられている30km圏自治体及び住民の同意

この2つはいずれも当該原子力事業者（四国電力）が取得する義務があります。

①については、7月15日に原子力規制委員会は定例会合で伊方原発3号機が「原発の新規制基準を満たしている」と結論付けた「審査書」を正式決定しました。翌16日付の四国新聞によれば、田中俊一委員長は記者会見で「求めてきたレベルの安全性を確認した。ゼロリスクや絶対安全がないことは理解してほしい」と述べ、記事にも、「再稼働には、設備の詳細設計をまとめた工事計画や原発の運用ルールを定めた保安規定の認可に加え、地元同意が必要となり、年内の再稼働は困難とみられる」と記されています。

私たちの質問は、新聞記事にもある「地元同意」、つまり原発再稼働の法的要件の②についてです。

7月12日付四国新聞に「原発複合災害に不安 避難受け入れ体制整わず」という記事があります。この記事は共同通信が6月中旬に実施したアンケートで、原子力防災対策を重点的にすべき原発から半径30キロ圏の八幡浜市、西予市など愛媛県の7市町と山口県上関町、さらに30キロ圏内の約12万3千人の避難先となる香川、大分、山口など6県と愛媛、山口両県の19市町を対象とした大がかりなものです。

記事には「地震や火山活動が活発になる中、防災面の危機感や避難対策の遅れが浮き彫りになった」と記されています。

さて、当社は、先の『アニュアルレポート』に、「立地地域の皆さまへの理解活動」として訪問対話活動の範囲を原発から半径20km、約2、8万戸に実施している、と記しています。とはいえ、今後、当社が伊方3号機の再稼働のための法的要件を満たすためには、30キロ圏内、約12万3千人の住民の同意を得なければなりません。

簡単な質問です。当社は、12万3千人の住民の同意をどのように得るのでしょうか？具体的にお答えください。

「私たちよんでんグループは、地域と共に生き、地域と共に歩み、地域と共に栄えるとの基本精神のもと、事業活動に深く関わり、これを支えていただいている全ての皆さまとの信頼関係をより強固なものとし、広く社会に対する責任を果たしていくことが、企業グループとして成長・発展し続けるために必要不可欠であると考えます」（よんでんグループ行動憲章）という立派な理念を踏まえて11月16日（月）までに文書にて本会事務局にご回答ください。

〒771-0117 徳島市川内町鶴島120-1

事務局代表 本田耕一